

ご存知ですか？

退職者医療制度

国民健康保険の加入者で、会社などを退職して年金（厚生年金など）を受けられる人とその家族は「退職者医療制度」で医療を受けます。

国民健康保険には、会社などに勤めた人たちが退職によって社会保険などの資格を喪失することによる医療費負担の増大や、これらの人たちの医療費によって生じる国民健康保険の財政負担を避けるため、会社などを退職して厚生年金などの各種年金を受けている65歳未満の国民健康保険加入者を対象に、退職者医療制度が設けられています。

しかしながら、対象者であるにも関わらず、制度を知らなかったり、届け出を忘れていたりするケースが多数見られます。こうした場合、本来であれば現役時代に勤務していた被用者（健康）保険などからの拠出金で負担すべき医療費までも、国民健康保険で負担することになり、国や市の負担が増えて保険税額にも影響します。市民皆さんの負担軽減にもつながりますので、対象となった場合には忘れずに届け出をしてください。

【問い合わせ】

市民生活部国保年金課保険給付係 ☎ 0220 (58) 2166

対象となる人

- ①国民健康保険に加入している人
- ②65歳未満の人
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

被扶養者とは

退職被保険者本人と生活を共にし、主に退職被保険者本人の収入によって生計を維持している次の人です。

- ①退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- ②国民健康保険に加入し、65歳未満の人
- ③年間の収入が130万円未満（60歳以上の人や障害者の人は180万円未満）

対象となる日

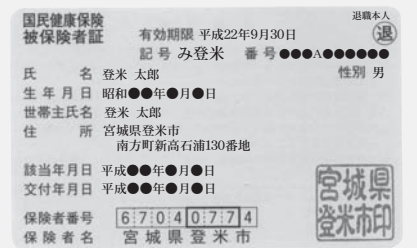
年金受給権の発生した日が退職被保険者となる日です。年金証書を受け取ったら14日以内に各総合支所市民福祉課窓口に届け出ください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

【届け出に必要なもの】

- ①国民健康保険被保険者証（現在お持ちのもの）
- ②年金証書
- ③印鑑

自己負担額と保険税額

医療機関で支払う自己負担額は、国民健康保険同様に3割負担（未就学児は2割）です。また、保険税額についても国民健康保険と変わりありません。



被保険者証には㊦が表示され、退職本人（被保険者）、退職被扶養者（被扶養者）の区分に分けられます。

65歳になったらどうなるの？

65歳に達した場合、その翌月からは一般の国民健康保険証に切り替わります。新しい被保険証は、有効期限が満了する前に国保年金課から送付します。

子育て応援特別手当(平成21年度版)支給停止について

市広報10月1日号でお知らせをしていた子育て応援特別手当（平成21年度版）について実施に向けて準備を進めておりましたが、このたび国の制度の見直しにより、事業を実施しないことが決定されました。

このことから、市においても手当を支給することができなくなりました。

国では子育て応援特別手当（平成21年度版）の趣旨を生かしつつ、安心して子どもを育てられる社会の構築に向けて、より充実した新しい「子ども手当」を創設し、子育て支援策を強力推進するため準備を進めております。

支給対象者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ】

福祉事務所子育て支援課 児童福祉係 ☎ 0220 (58) 5562

平成22年版 みやぎ手帳予約受付中

【内容】 月間予定表と日記、最新統計資料、仕事・生活に役立つ資料

【価格】 500円

【申込方法】

電話、ファクシミリ ※ファクシミリの場合は、住所、氏名、電話番号、行政区、申込冊数、受け取り場所を記入の上、みやぎ手帳予約希望と明記してください。

【申込期限】 12月4日（金）

【受取方法】 12月16日（水）

から企画部企画振興課（市役所庁舎2階）または各総合支所地域生活課で代金と交換で配布します。

【申し込み・問い合わせ】

企画部企画振興課 企画調整係 ☎ 0220 (22) 2147
FAX 0220 (22) 9164
各総合支所地域生活課

歴史博物館 臨時閉館のお知らせ

平成21年度の消毒作業と資料整理作業のため、臨時閉館します。

【閉館期間】 12月1日（火）

平成22年1月11日（祝）

※臨時閉館の間に緊急で用事がある人は、必ず事前に電話確認の上、おいでください。 歴史博物館 ☎ 0220 (21) 5411

平成22年度 放課後児童クラブの利用児童を募集します

【対象児童】 平成22年4月1日現在で、昼間、保護者が仕事、疾病、その他の理由により、適切な保護指導を受けられない市内の小学校に在籍する1年生から3年生までの児童

【利用時間】 月曜日～金曜日は、放課後～午後6時30分。土曜日と学校長期休業日などは、午前7時30分～午後6時30分。

【利用料】 無料 ※おやつ代や教材費などの実費は、保護者会を通じ負担していただきます。

【提出書類】

- ①利用申請書②就労証明書③家族調書④申立書など

【募集児童クラブ・問い合わせ】

児童クラブ名・申込先	設置場所	定員	問い合わせ	不在時間問い合わせ
迫児童クラブ	迫児童館	50人	0220 (22) 2524	
北方児童クラブ	北方公民館	20人	0220 (22) 0205	迫児童館 0220 (22) 2524
登米児童クラブ	登米児童館	30人	0220 (52) 2246	
米谷児童クラブ	米谷児童活動センター	20人	0220 (42) 3130	
錦織児童クラブ	錦織ふれあいセンター	15人	0220 (44) 3207	東和子育て支援センター 0220 (42) 2230
米川児童クラブ	米川児童活動センター	15人	0220 (45) 2555	
中田児童クラブ	中田児童館	60人	0220 (35) 2525	
上沼児童クラブ	上沼児童活動センター	30人	0220 (34) 2007	
石森児童クラブ	石森小学校	20人	0220 (34) 2646	中田児童館 0220 (35) 2525
宝江児童クラブ	宝江小学校	20人	0220 (34) 8802	
豊里児童クラブ	豊里多目的研修センター	40人	090 (7070) 5256	豊里子育て支援センター 0225 (76) 4731
米山児童クラブ	米山児童館	30人	0220 (55) 2313	
米山東児童クラブ	米山東小学校	20人	0220 (55) 2286	米山児童館 0220 (55) 2313
石越児童クラブ	石越保健センター	20人	0228 (34) 3110	
南方児童クラブ	南方子育てサポートセンター	35人	0220 (58) 5558	
津山児童クラブ	津山林業総合センター	20人	0225 (68) 3363	

※提出書類の用紙は各児童クラブに備え付けてあります。

※現在児童クラブに登録している児童も、改めて申し込みが必要です。

【申込期間】 12月1日（火）～22日（火）

※月曜日から土曜日までの午前9時から午後6時まで（休日・祝日を除く）

【利用決定】 利用審査会で書類審査を行い、2月末日までに郵送などで通知する予定です。

※申込者が定員を超えた場合は、利用できない場合があります。